

戸籍届書の写し(記載事項証明書)の発行について



戸籍届書(出生届書, 死亡届書など)は原則として**非公開**の公文書です。写しを取得するには次の要件が必要です。

届書の写し取得に必要な2つの要件

戸籍法48条2項

利害関係人であること

- ・ 次のいずれかに該当する方であること
- ・ 届出事件本人(出生届の出生子, 婚姻届の夫婦など)
- ・ 届出事件本人の親族
- ・ 届出人(出生届や死亡届などを届け出た方)

特別の事由があること

- ・ 届書の写しの交付を受けなければ目的を達成できないこと
- ・ 例: 法令で届書の写しの提出が義務づけられている場合
- ・ 官公署や外国の領事館などから提出を求められた場合

ご用意いただく書類等について

共通する書類

- ・ 窓口申請に来られる方の身分証明書(運転免許証, 保険者証, 在留カードなど)
- ・ 認印
- ・ 委任状(利害関係人でない方が代理人として申請される場合) 書式は [こちら](#)

郵政簡易保険の受取の場合

- ・ 簡易生命保険証書の原本
- ・ 戸籍謄本(死亡者と保険金受取人が親族であることを示すもの)
- ・ ※保険金額が100万円以下の場合, 届書の写しの提出は不要です。

遺族厚生年金の受取の場合

- ・厚生年金保険年金証書の原本
- ・年金事務所が裁定請求者に交付する書面(死亡診断書写の提出を求めるもの)
- ・戸籍謄本(死亡者と裁定請求者が親族であることを示すもの)
- ・ ※年金証書又は年金事務所の書面が無い場合は、事前に管轄法務局にご相談下さい。

労働者災害補償保険法の遺族補償給付

- ・労働基準監督署長名の死亡届書記載事項証明書交付依頼書
- ・戸籍謄本(依頼書の名宛人と死亡者が親族であることを示すもの)

その他

- ・官公署や外国の在外公館などから届書の写し(記載事項証明書)の提出を求められていることが分かる文書
- ・戸籍謄本(届出事件本人又は届出人の親族が窓口で請求する場合)

住所地ではありません

届書を提出してから約1ヶ月過ぎるまでの間は、市町村役場へ

ご請求、お問い合わせは本籍地を管轄する法務局へ

和歌山地方法務局戸籍課

- ・電話:073-422-5131(代表) 音声案内の2番
- ・本籍地:和歌山市, 海南市, 有田市, 岩出市, 紀の川市
- ・紀美野町, 有田川町, 湯浅町, 広川町

和歌山地方法務局橋本支局

- ・電話:0736-32-0206(代表) 音声案内の2番
- ・本籍地:橋本市, かつらぎ町, 高野町, 九度山町

和歌山地方法務局田辺支局

- ・電話:0739-22-0698(代表) 音声案内の5番
- ・本籍地:田辺市, みなべ町, 上富田町, 白浜町, すさみ町

和歌山地方法務局御坊支局

- ・電話:0738-22-0335(代表) 音声案内の3番
- ・本籍地:御坊市, 由良町, 日高町, 美浜町, 日高川町, 印南町

和歌山地方法務局新宮支局

- ・電話:0735-22-2757(代表) 音声案内の3番
- ・本籍地:新宮市, 串本町, 古座川町, 那智勝浦町, 太地町, 北山村